

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第195号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (保健体育課取扱い) 1
- 鴨池公園, 鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (保健体育課取扱い) 1

告 示

- 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱 (※) (中小企業支援課取扱い) 2
- 車両制限令に基づく道路の指定 (道路維持課取扱い) 6
- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法 (道路維持課取扱い) 7

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通規制課取扱い) 7
- 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (免許管理課取扱い) 8
- 認知機能検査員講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (免許管理課取扱い) 9

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

規 則

鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第15号

鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和45年鹿児島県規則第50号) の一部を次のように改正する。

第 6 条 を 次 の よう に 改 め る。

第 6 条 削 除

第 9 条 第 1 項 第 4 号 中 「公益財団法人鹿児島県体育協会」を「公益財団法人鹿児島県スポーツ協会」に改める。

別記第 7 号様式及び別記第 9 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は, 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鴨池公園, 鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 16 号

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例
施行規則（昭和46年鹿児島県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 を 次 の よう に 改 め る。

第 7 条 削 除

第 10 条 第 1 項 第 4 号 中 「公益財団法人鹿児島県体育協会」を「公益財団法人鹿児島県スポー
ツ協会」に改める。

別表を削る。

別記第 6 号様式及び別記第 8 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

告 示**鹿 児 島 県 告 示 第 464 号**

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正)

第 1 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次の
ように改正する。

第 3 条 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(13) 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金（新型コロナウイルス感染症により経営に
影響を受けた中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号若しくは第 5 号に該当する特定中
小企業者又は特例中小企業者が金融機関の継続的な支援を受けながら経営の改善に取り
組むために必要とする資金をいう。）

第 6 条 の 表 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 関 連 緊 急 経 営 対 策 資 金 の 項 中 「新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 関 連 緊
急経営対策資金」の次に「及び新型コロナウイルス関連事業継続支援資金」を加える。

第 12 条 の 2 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

第 12 条 の 3 第 3 条 第 13 号 に 掲 げ る 資 金 の 融 資 を 受 け た 特 定 中 小 企 業 者 又 は 特 例 中 小 企 業 者
は、3 月に 1 回、取扱金融機関に別表第 1 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金の項
融資対象の欄に掲げる計画書に記載する計画（次項及び第 3 項において「経営行動の計画」
という。）の実施状況を報告しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の特定中小企業者又は特例中小企業者に対し、必要に応じて経営
行動の計画の見直し及び経営行動の計画を進めるための経営支援を行うものとする。

3 取扱金融機関は、保証機関に対し、第 1 項の特定中小企業者又は特例中小企業者の事業
年度ごとに、当該特定中小企業者又は特例中小企業者の経営行動の計画の実施状況及び財
務状況並びに取扱金融機関の経営支援状況を報告するものとする。

4 第 12 条 第 4 項 の 規 定 は、取 扱 金 融 機 関 が 前 項 に 規 定 す る 報 告 書 を 提 出 し な かつ た 場 合 に
ついて準用する。

別表第 1 事業承継対策資金の項中「鹿児島県事業引継ぎ支援センター」を「鹿児島県事業
承継・引継ぎ支援センター」に改め、同表セーフティネット対応資金の項中

「
運転資金に
あつては、

2,000万円
設備資金に
あつては、
3,000万円

を 「 5,000万円 」 に改め、同表事業再生支援資金の項中「12月以内（

の次に「新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもののうち、融資に係る保証の協議が令

和 4 年 3 月 31 日 まで に 行 わ れ る も の に あ つ て は 60 月 以 内 , 」 を 加 え ,

別表第 2 に
定める率
(融資対象
の(1)にあつ
ては、年
0.68% (責
任共有制度
の対象であ
る保証があ
る者にあつ
ては、年
0.48%))

を

「
ア 融資対
象の(1)
イ 新型
コロナ
ウイル
ス感染
症の影
響を受
けたも
ののう
ち、融
資に係
る保証
の協議
が令和
4年3
月31日
までに
行われ
るもの
年0.1
%
ロ 責任
共有制
度の対
象であ
る保証
がある
者 (イ)
に掲げ
るもの

に改め、同表に次のように加える。

を 除
く。)
年 0.48
%
(ウ) その
他 の も
の 年
0.68%
イ 融 資 対
象 の (2)
別 表 第 2
に 定 め る
率

新型コ ロナウ イルス 関連事 業継続 支援資 金	次の要件の いずれかに該 当するもの (新型コロナウイルス感 染症の影響によ り売上高等が 減少したもの に限る。)のう ち、保証機関 の定める経営 行動計画書 (これに記載 すべき項目が 含まれた既存 の計画書を含 む。)を策定し、 融資に係る保 証の協議が令 和 4 年 3 月 31 日までに行わ れるもの (1) 中小企業 信用保険法 第 2 条第 5 項第 4 号に 該当する特 定中小企業 者 (2) 中小企業 信用保険法 第 2 条第 5 項第 5 号に 該当する特 定中小企業 者 (最近 3	同上	4,000 万円	同上	同上	同上	同上	同上	年 0.1 %	こ の 項 の 取 扱 金 融 機 関 の 欄 に 掲 げ る 金 融 機 関	同上	鹿児島銀行、 南日本銀行、 福岡銀行鹿 児島営業部、 肥後銀行鹿 児島支店、 宮崎銀行 (県内営業 店に限る。)、 西日本シテ ィ銀行鹿 児島支店、 熊本銀行 (県内営 業店に限 る。)、宮 崎太陽銀 行(県内 営業店に 限る。)、 各信用金 庫、各信 用組合、 商工組合 中央金庫 鹿児島支 店
---	--	----	-------------	----	----	----	----	----	------------	--	----	--

か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少したものに限り、 (3) 特例中小企業者											

別表第1備考中「及び新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金」を「、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金及び新型コロナウイルス関連事業継続支援資金」に改める。

別表第2中小企業振興資金（融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。）の項を次のように改める。

中小企業振興資金 （融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。）	年1.74 %	年1.59 %	年1.39 %	年1.19 %	年0.99 %	年0.84 %	年0.64 %	年0.44 %	年0.29 %	年0.99 %
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の運転設備資金の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年1.59 %	年1.47 %	年1.31 %	年1.14 %	年0.94 %	年0.84 %	年0.64 %	年0.44 %	年0.29 %	年0.94 %

別表第2小規模企業活力応援資金（融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。）の項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改め、同表事業承継対策資金（融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。）の項及び事業承継対策資金（融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限り。）の項を次のように改める。

事業承継対策資金 （融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。）	(令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年1.26 %	年1.11 %	年0.91 %	年0.71 %	年0.51 %	年0.36 %	年0.16 %	年0.00 %	年0.00 %	年0.51 %
事業承継対策資金 （融資対象が働き方改革推進等事業者であるものに限り。）	(令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。)									
	年1.16 %	年1.01 %	年0.81 %	年0.61 %	年0.41 %	年0.26 %	年0.06 %	年0.00 %	年0.00 %	年0.41 %

別記第1号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第 2 号様式から別記第 5 号様式までの規定中「印」を削る。

別記第 8 号様式中「印」及び「㊟」を削る。

(鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第 2 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成22年鹿児島県告示第 376号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 3 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

鹿児島県告示第465号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間	
国道	267号	薩摩川内市大小路町字原口2693番2地先から薩摩郡さつま町山崎字餘ヶ城838番地先まで	
		薩摩郡さつま町宮之城屋地字町頭1418番7地先から伊佐市大口大島字八反田62番地先まで	
		伊佐市大口上町14番8地先から同市大口木ノ氏字小塚1969番1地先まで	
	270号	いちき串木野市大里字紙屋6173番1地先から南さつま市金峰町大野字有木堀3787番2地先まで	
		南さつま市金峰町宮崎字町屋敷2894番1地先から2950番1地先まで	
		南さつま市加世田村原三丁目20番4地先から同市加世田本町37番4地先まで	
	504号	薩摩郡さつま町旭町10番2地先から霧島市溝辺町麓字麓原1362番1地先まで	
	県道	鹿児島加世田線	鹿児島市下福元町字苞落12385番1地先から同市東谷山一丁目38番1地先まで
		谷山伊作線	日置市吹上町中原字野町2927番1地先から鹿児島市下福元町字苞落12385番1地先まで
伊集院蒲生溝辺線		霧島市溝辺町有川字有川原3266番2地先から同市溝辺町有川字池畑841番2地先まで	
川内加治木線		薩摩川内市鳥追町48番1地先から始良市加治木町木田字岩下2483番1地先まで	
川内串木野線		薩摩川内市西向田町220番7地先からいちき串木野市京町25番地先まで	
牧園薩摩線		霧島市横川町中ノ字鷹ノ巣405番1地先から同市横川町字中ノ字岩元5100番1地先まで	
栗野加治木線		始良市加治木町反土字八幡領1450番1地先から霧島市溝辺町有川	

		字有川原3266番2地先まで
		霧島市溝辺町有川字池畑841番2地先から同市横川町中ノ字鷹ノ巣405番1地先まで
		霧島市横川町中ノ字岩元5100番1地先から始良郡湧水町木場字後川原53番1地先まで
	湯之元佐目野線	薩摩川内市陽成町字湯越7808番1地先から同市小倉町字岩本5949番1地先まで
	吉川川内線	薩摩川内市城上町字竹野6792番地先から同市御陵下町字公佛2841番2地先まで

- 2 指定する期日
令和3年4月1日

鹿児島県告示第466号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	郡元鹿児島港線	鹿児島市東郡元町1番1地先から同市南栄五丁目10番41地先まで
	志布志停車場線	志布志市志布志町志布志三丁目3133番449地先から2376番6地先まで

- 2 指定する期日
令和3年4月1日

- 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

- (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第15号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

一般県道郡元鹿 児島港線	鹿児島市東開町字東開5番2地先から4番82地先まで	を
一般県道郡元鹿 児島港線	鹿児島市卸本町5番5地先から同市南栄五丁目10番41地先まで	

一般県道郡元鹿 児島港線	鹿児島市東郡元町1番1地先（産業道路入口）から同市南栄五丁目10番41地先まで	に改め、
-----------------	---	------

同表一般県道志布志港線の項の次に次のように加える。

一般県道志布志 停車場線	志布志市志布志町志布志三丁目3133番449地先から2376番6地先まで
-----------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

.....

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第16号

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則等の一部を改正する規則

（運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部改正）

第1条 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3号イ中「第117条の2の2第11号」を「第117条の2の2第12号」に改める。

別記様式中「

氏名	印
----	---

」を「

氏名	
----	--

」に改める。

（初心運転者講習の実施に関する規則の一部改正）

第2条 初心運転者講習の実施に関する規則（平成2年鹿児島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第7号様式から別記第9号様式までの規定、別記第16号様式及び別記第18号様式中「印」を削る。

（違反者講習の実施に関する規則の一部改正）

第3条 違反者講習の実施に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号イ中「第117条の2の2第11号」を「第117条の2の2第12号」に改める。

別記第3号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

（特定任意講習の実施に関する規則の一部改正）

第4条 特定任意講習の実施に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削り、「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

別記第4号様式中「印」を削り、「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

別記第5号様式中「印」を削り、「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

別記第 9 号様式及び別記第 10 号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

認知機能検査員講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第 17 号

認知機能検査員講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則

(認知機能検査員講習の実施に関する規則の一部改正)

第 1 条 認知機能検査員講習の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削り、「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

(高齢者講習の実施に関する規則の一部改正)

第 2 条 高齢者講習の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 3 号イ中「第 117 条の 2 の 2 第 11 号」を「第 117 条の 2 の 2 第 12 号」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「印」を削る。

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第 3 条 認知機能検査の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第 36 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P スーパー海物語 I N 沖縄 5 L T V	株式会社三洋物産	0P1742
ぱちんこ遊技機	P ベルセルク無双 M-Z	株式会社ニューギン	0P1663
ぱちんこ遊技機	P ビビオペ M-K Y T 5 9 9	株式会社ニューギン	0P1512
ぱちんこ遊技機	P 花の慶次～蓮 M-V Y T 5 5 0	株式会社ニューギン	0P1696
ぱちんこ遊技機	P 結城友奈は勇者である G C 2 5 0 B a	株式会社エース電研	0P1743